

令和4年11月16日
海事局安全政策課

国際海事機関（IMO）第106回海上安全委員会（MSC 106）の開催結果概要

令和4年11月2日から11日にかけて、対面形式で国際海事機関（IMO）の第106回海上安全委員会（MSC 106）が開催されました。今次会合では、主に、自動運航船（MASS）の国際ルールの骨子案作成や、洋上風力・掘削施設等の洋上施設上で作業を行う人員を輸送する船舶の安全基準の採択等が行われました。

1. 自動運航船（MASS）の国際ルール策定に向けた検討

自動運航船の国際ルールについては、前回会合において、将来的な義務化を見据えつつ、まずは非義務的なものを作成することが合意されていました。

今次会合では、我が国の提案等に基づき、ルールの骨子案について、原則合意するとともに、会期間作業部会を設置し、今後、自動運航船にかかるセクションごとに起草作業を進めていくことに合意しました。

2. 条約等の改正案の採択

（1）燃料油の使用に係る安全対策

海上人命安全条約（SOLAS条約）では、火災等の防止の観点から引火点が60℃未満の燃料油の使用を原則禁止しています。今般、更なる安全性向上のため、バンカー・デリバリー・ノート（BDN）と呼ばれる燃料供給者から発行される書面に引火点を記載すること、引火点が60℃未満の燃料が供給された際に条約締結国からIMOへの通報義務を課すこと等の条約附属書改正案が採択されました。改正案は2026年1月1日より発効する予定です。

（2）洋上施設上で作業を行う人員を輸送する船舶の安全基準

洋上風力・掘削施設等の洋上施設上で作業を行う人員（IP: Industrial Personnel）を貨物船で13人以上輸送する場合の安全基準を策定するため、SOLAS条約附属書の改正及び同附属書に基づく産業人員を輸送する船舶の安全に関する国際規則（IPコード）案が採択されました。これらは、2024年7月1日より発効する予定です。

上記事項の詳細やその他の審議事項は別紙をご参照ください。

問い合わせ先

国土交通省海事局安全政策課 鈴木、井原
TEL : 03-5253-8111（内線 43-561, 43-562）
03-5253-8631（直通）
FAX : 03-5253-1642



国際海事機関（IMO）第106回海上安全委員会

（MSC 106）の主な結果概要

1. 自動運航船（MASS）の国際ルール策定に向けた検討

ヒューマンエラーに起因する海難事故の減少や船員労働環境の改善を目指して、我が国を含め世界各国で自動運航船の開発が進められています。

本年5月の第105回IMO海上安全委員会（MSC 105）においては、自動運航船の国際ルール策定に向けて、将来的な義務化を見据えつつ、まず非義務的なものとしてルールを策定していくことに合意し、そのための作業計画・タイムライン等を示すロードマップを策定しました。また、複数の条約にまたがる共通課題の議論のための法律委員会（LEG）・簡易化委員会（FAL）との共同作業部会を設置することや、より詳細な議論のための会期間作業部会を設置することも合意されました。

今次会合では、我が国の提案等に基づき、ルールの骨子案について、原則、合意し、今後、自動運航船にかかるセクション（航行、遠隔操船、通信等）ごとに有志国で起草作業を行ったうえで、引き続き会期間作業部会において議論を進めていくことに合意しました。

また、共同作業部会を来年2回開催することにも合意しました。

我が国は、引き続き、こうしたIMOにおける自動運航船に関する議論を主導し、実用化に向けた環境を整備することで、海難事故の減少や船員労働環境の改善、我が国海事産業の国際競争力強化の実現を図ってまいります。

2. 条約等の改正案の採択

前回会合において承認されていた以下の条約等の改正案が採択されました。

（1）燃料油の使用に係る安全対策関係 【発効予定日：2026年1月1日】

海上人命安全条約（SOLAS条約）では、火災等の防止の観点から引火点が60℃未満の燃料油の使用を原則禁止しています。今般、更なる安全性向上のため、バンカー・デリバリー・ノート（BDN）と呼ばれる燃料供給者から発行される書面に引火点を記載すること、引火点が60℃未満の燃料が供給された際に条約締結国からIMOへの通報義務を課すこと等の条約附属書改正案が採択されました。

（2）洋上施設上で作業を行う人員を輸送する船舶の安全基準関係

【発効予定日：2024年7月1日】

洋上風力・掘削施設等の洋上施設上で作業を行う人員を「産業人員（Industrial Personnel: IP）」として位置づけ、IPに対して安全訓練等の要件を課すことを条件に、13人以上のIPを貨物船又は高速貨物船によって輸送

することを可能とするため、以下の改正等を行うものです。

- ・ SOLAS条約附属書に新章として第XV章を追加
- ・ 同章に基づく、IPコードの策定

(3) 高マンガンオーステナイト鋼の利用関係【発効予定日：2026年1月1日】

国際ガス燃料船安全規則（IGFコード）及び国際液化ガス運搬船規則（IGCコード）において、LNG等に使用可能な材料として、高マンガンオーステナイト鋼を含める改正です。

(4) バラストタンク及び空所の検査の強化関係【発効予定日：2024年7月1日】

2011年のばら積み貨物船及び油タンカー検査の際の強化された検査計画に関する国際規則（2011年ESPコード）において、年次検査等の際に空所にもバラストタンク同様の検査が必要となる改正です。

(5) その他軽微な改正

- ・ SOLAS条約附属書付録の証書（貨物船の安全のための設備の記録（様式E））の改正【発効予定日：2026年1月1日】
- ・ IBCコードにおいて、SOLAS条約に整合させる形で、航海中において通常閉鎖されている水密戸に関し、滑り戸の代わりにヒンジ戸の使用が可能となる改正【発効予定日：2024年7月1日】

3. 小委員会からの要請事項

小委員会で審議され要請された事項について、主に以下が審議され、合意されました。

(1) 船舶設備小委員会（SSE）関係

＜救命艇の換気要件の義務化＞

2016年より、日本・バハマの提案を受けて検討が進められていた全閉囲型救命艇の換気要件の策定作業（※）について、国際救命設備コード（LSAコード）の改正案等が承認されました。

改正案は、2026年1月1日の発効（適用日は2029年1月1日）を念頭に、来年5月に開催予定のMSC 107において採択のための審議が行われる予定です。

※2013年にインド洋で起きた大型コンテナ船の事故の際、退船に使用された救命艇において息苦しさにより具合を悪くした乗組員がいた事例を踏まえて提案されたもの

<船上揚貨装置（クレーン）の安全基準>

2011年より、日本・チリ・ニュージーランド・ノルウェー・韓国の提案を受けて検討が進められていた船上揚貨装置（船上クレーン及びアンカーハンドリングウィンチ）の設計、製造、保守点検、検査等に係る安全基準の策定作業（※）について、SOLAS 条約附属書の改正案等が承認されました。

改正案は、2026年1月1日の発効を念頭に、MSC 107において採択のための審議が行われる予定です。

※船上揚貨装置の不具合に起因する事故が多発していたことを踏まえて提案されたもの

（2）航行安全・無線通信・搜索救助小委員会（NCSR）関係

我が国提案の、和歌山県潮岬沖における推薦航路が採択されました。当該推薦航路は2023年6月1日から運用が開始されます。

4. 新規作業計画の採択

新たにIMOで検討を行う作業として、主に、以下が合意されました。

- ・水先人用乗下船設備の安全性を改善するための、SOLAS条約附属書第V章第23規則及び関連決議等の改正検討作業
- ・船舶における密閉区画への立入りに関する改訂勧告（決議A. 1050(27)）の改正検討作業
- ・漁船の安全のためのケープタウン協定の実施に係る加盟国向けガイダンスの作成作業

以上